

## 「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」設置要綱 （案）

## （目的）

第1条 2025年に開催される万博期間中には、万博関連交通と通勤や物流等にかかる一般交通が輻輳するため、適切な対策を講じる必要がある。そこで、これらの交通の円滑化を図るために「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、在宅勤務や時差出勤、混雑予測箇所の迂回など、住民や企業等の交通にあたっての行動変容を促す取り組みを関係者が一体となって検討・調整し、広く協力を働きかけ、円滑な万博来場者輸送と都市活動の両立をめざす。

## （所管事項）

第2条 推進会議は、万博期間中の一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした働きかけに関する協議・調整等を行う。

## （組織）

第3条 推進会議は、会長、会長代行、副会長、委員及び協力委員で組織する。

2 会長、会長代行、副会長及び委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長が必要と認めるときは、別表1以外の者に委員またはオブザーバーとして参加を求めることができる。

## （会議の開催）

第4条 会長は推進会議を代表し、会議を招集するとともに会議を主宰する。

2 会長、会長代行、副会長及び委員は、指名した者をその代理として推進会議に出席させることができる。

## （幹事会）

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事長は大阪府大阪市万博推進局理事及び副幹事長は公益社団法人2025年日本国際博覧会協会運営事業局交通部長とし、参加者は別表1の者が所属する団体等の実務担当者をもって充てる。

3 幹事長は幹事会を代表し、会議を招集するとともに会議を主宰する。

## （会議及び資料の取り扱い）

第6条 推進会議は原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とする。

2 幹事会については非公開とする。

(事務局)

第 7 条 推進会議及び幹事会の事務局は、大阪府大阪市万博推進局及び公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会運営事業局が担う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(附則)

本要綱は、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 会長   | 大阪府知事                          |
| 会長代行 | 大阪市長                           |
| 副会長  | 公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会 事務総長 |
| 委員   | 公益社団法人関西経済連合会 会長               |
|      | 大阪商工会議所 会頭                     |
|      | 一般社団法人関西経済同友会 代表幹事             |
| 協力委員 | 経済産業省 近畿経済産業局長                 |
|      | 国土交通省 近畿地方整備局長                 |
|      | 国土交通省 近畿運輸局長                   |
|      | 関西鉄道協会 会長                      |
|      | 近畿バス団体協議会 会長                   |